

答申 第 2号  
平成 25年 5月 17日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 山田 やす子

電子計算組織の結合に関する意見について（答申）

伊勢市個人情報保護条例第 13 条の規定に基づき、平成 25年 5月 7日付で諮問のありました電子計算組織の結合に関する意見については、下記のとおりお答えします。

記

1. 審議会開会日 平成 25年 5月 10日（金）
2. 開会場所 伊勢市役所東庁舎 4－3 会議室
3. 出席委員及び事務局員  
会 長 山田やす子 委 員（職務代理者） 濱田 秀也  
委 員 大谷 健 委 員 小寺 留男  
委 員 富永 健 事務局（総務課） 北 一晃 濱地 直樹
4. 諮問内容説明者 戸籍住民課 河原田 篤子 前田 早苗 寺田 奈緒  
総務課電算システム係 日置 憲隆

5. 諮問内容

法務省が戸籍制度の統一かつ安定的な運用のため、拠点データセンターを設置し、全国の自治体の戸籍副本データを管理するため、自治体の戸籍システムと拠点データセンターを総合行政ネットワーク（LGWAN）回線で結んだ戸籍副本データ管理システムを構築することとなった。

伊勢市個人情報保護条例第 13 条の規定において、市の電子計算組織と市の機関以外の電子計算組織との通信回線等による結合を原則として禁止されているところであるが、データ通信におけるセキュリティが適切に管理されることから、市の戸籍情報システムと法務省の戸籍副本データ管理システムとの結合を構築するにあたって、意見を求められたもの。

6. 審議会としての答申

今回の電算組織の結合に関しては、国の行う戸籍副本データ管理システムであるということ、また、大規模災害等戸籍情報の滅失が考えられる事態に対応するため、これまでの戸籍副本の管理方法を全国的に変更しようとするものであると考えられるので、戸籍情報システムの電算組織への結合を容認する。